

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(平成29年10月31日現在)

(単位:件)

年度		平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	合計	年度		
国	措置命令 (※1)	56	52	12	20	28	37	45	30	13	27	16	336	措置命令 (※1)		
	課徴金 納付命令 (※2)										1	4	5	課徴金 納付命令 (※2)		
都道府県(※3)		28	21	26	36	22	29	64	3	3	1	4	指示 229	措置命令 8	都道府県(※3)	
北海道				1	2	3	1	36					43	1	北海道	
青森													0	0	青森	
岩手													0	0	岩手	
宮城													0	0	宮城	
秋田	1												1	0	秋田	
山形	1												1	0	山形	
福島			1										1	0	福島	
茨城			1		1	1	2						5	0	茨城	
栃木	1		3	1	6	1	2						14	0	栃木	
群馬								1					1	0	群馬	
埼玉	1					4	9	11	1	1			26	1	埼玉	
千葉	1			1	1		1						4	0	千葉	
東京	1			12	12	3	6	3	2				39	0	東京	
神奈川	1		1			2	1						5	0	神奈川	
新潟					3			1					4	0	新潟	
富山													0	0	富山	
石川													0	0	石川	
福井													0	0	福井	
山梨													0	0	山梨	
長野			2	1	1			1		1			5	1	長野	
岐阜															岐阜	
静岡	4		3	1	1	1	3	2			1		2	15	3	静岡
愛知	2					1		2					5	0	愛知	
三重													0	0	三重	
滋賀			1										1	0	滋賀	
京都	1		1	1		1	1						5	0	京都	
大阪			2		1								3	0	大阪	
兵庫	1		2	2									5	0	兵庫	
奈良								2					2	0	奈良	
和歌山					2		2	1					5	0	和歌山	
鳥取	2												2	0	鳥取	
島根					2								2	0	島根	
岡山													0	0	岡山	
広島										1			0	1	広島	
山口	1		1					3					5	0	山口	
徳島	4			1	1			1					7	0	徳島	
香川	1												1	0	香川	
愛媛	1			1		1							3	0	愛媛	
高知				2									2	0	高知	
福岡	1		1		1		1						4	1	福岡	
佐賀	2		1		1								4	0	佐賀	
長崎	1												1	0	長崎	
熊本			1	2									3	0	熊本	
大分						3							3	0	大分	
宮崎						1							1	0	宮崎	
鹿児島													0	0	鹿児島	
沖縄					1								1	0	沖縄	

※1 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

※2 課徴金納付命令は、平成28年4月1日施行の改正景品表示法により導入。

※3 平成26年11月末日までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)

2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（平成28年11月1日～平成29年10月31日）

※ 国又は都道府県において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県のホームページを御覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください。）。

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H29.10.19 【措置命令】	消費者庁	キッセイ薬品工業株式会社	<p>キッセイ薬品工業株式会社は、「げんたそうめん」と称する食品及び「げんたうどん」と称する食品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「げんたそうめん」と称する食品にあつては、平成12年2月頃から平成28年11月1日までの間、容器包装において、栄養成分表示のたんぱく質量として100グラム当たり「2.8g」と記載した上で、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第8条第1項第6号に掲げる同令別記様式第2号による許可証票を記載するとともに、「消費者庁許可特別用途食品 病者用 低たんぱく質食品 腎不全患者用」、「げんたそうめんは、たんぱく質や電解質の制限を必要とする腎不全患者などに適しています」と記載することにより、あたかも、当該商品が特別用途食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成26年7月頃から平成28年11月1日までの間、包装後の製品における栄養成分であるたんぱく質量の規格値の基準を満たすための品質検査の管理が行われておらず、同期間に製造した37ロット中25ロットの商品において、100グラム当たり2.2グラムないし2.8グラムとする製品規格値を0.1グラムないし0.4グラム上回っており、特別用途食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしていないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1710_19_0001.pdf</p>
H29.9.29 【措置命令】	消費者庁	ティーライフ株式会社	<p>ティーライフ株式会社は、「ダイエットプーアール茶」と称するポット用ティーバッグ35個入り及び4個入りの食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば平成28年5月18日から同年12月5日までの間、「知らないうちにスタイルアップ↑に導く まったく新しいダイエット茶」、「苦しむことなくラクラクダイエットサポー</p>

			<p>ト!」、「いつもの飲み物をおいしいお茶に替える新習慣!」、「2大有用成分がラクラクダイエットを応援」、「長期間の醗酵によって緑茶の有用成分カテキンが『重合カテキン』や『没食子酸』にパワーアップ。ラクラクダイエットをサポートします。」と記載することにより、あたかも、普段の食生活における飲料を本件商品に替えることにより、本件商品に含まれる成分による痩身効果の促進作用が容易に得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170929_0001.pdf</p>
H29. 8. 30 【措置命令】	福岡県	株式会社ミニミニ福岡	<p>株式会社ミニミニ福岡は、23件の賃貸住宅物件情報に関し、平成29年3月25日から同年5月11日までの間、自社サイトを含む不動産情報サイト（計3サイト）において、「沿線・駅：鹿児島本線博多駅（徒歩5分）、所在地：福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目、賃料：50,000円、間取り：1K、入居日：即入居可、『美野島商店街まで600M。博多駅も徒歩圏内ですよ。広いお部屋をお探しの方お見逃し無く。バストイレ別でこの家賃。』」等と表示することにより、当該物件を賃借できるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該物件は存在しないため、取引することができないものであった。</p> <p>http://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/keihinhyoujihou-sotimeirei.html</p>
H29. 8. 22 【措置命令】	北海道	ホクレン農業協同組合連合会	<p>ホクレン農業協同組合連合会は、道内の小売店において10品目の加工食品を販売するに当たり、遅くとも平成25年10月から平成29年2月22日までの間、「プライスカードポップ」と称する商品説明カードにおいて、「道産食材おススメ宣言!」と記載した上で、「やっぱり、道産。道産食材利用率70%以上」等と表示することにより、本件加工食品に道産原料が使用されているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、道産原料が未使用（うち2品目は、一部時期について未使用）であった。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/keihyouhounosochi.htm</p>

<p>H29. 8. 8 【措置命令】</p>	<p>静岡県</p>	<p>株式会社 J C</p>	<p>株式会社 J C は、衣類を販売するに当たり、「楽天市場」と称するインターネット上のショッピングモールにおいて、平成 28 年 12 月頃から平成 29 年 6 月末までの間、「シルクパジャマ」、「シルク 97%」等と表示することにより、あたかも、本件衣類の素材にシルクが使用されているかのように表示をしていた。</p> <p>実際には、本件衣類の素材の 98% 以上はポリエステルであった。</p> <p>https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/29keihyoshiruku.html</p>
<p>H29. 8. 8 【措置命令】</p>	<p>静岡県</p>	<p>株式会社 ジーエス</p>	<p>株式会社 ジーエスは、衣類を販売するに当たり、「Yahoo! ショッピング」及び「ポンパレモール」と称するインターネット上のショッピングモール並びに自社サイトにおいて、平成 29 年 4 月頃から同年 6 月末までの間、「シルクパジャマ」、「シルク 97%」等と表示することにより、あたかも、本件衣類の素材にシルクが使用されているかのように表示をしていた。</p> <p>実際には、本件衣類の素材の 98% 以上はポリエステルであった。</p> <p>https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/29keihyoshiruku.html</p>
<p>H29. 7. 27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>ソフトバンク株式会社</p>	<p>ソフトバンク株式会社は、「いい買物の日 Apple Watch キャンペーン」と称するキャンペーン（以下「本件キャンペーン」という。）を企画し、平成 28 年 11 月 1 日から同月 4 日までの間、自社ウェブサイトにおいて、本件キャンペーン期間中、ソフトバンクショップの Apple Watch 取扱店舗において、「Apple Watch（第 1 世代）」と称する通信端末（以下「本件商品」という。）が税抜き 11,111 円で購入できる旨記載するとともに、本件キャンペーンの対象店舗（485 店舗）及び本件商品（86 商品）の一覧を掲載したウェブページへのハイパーリンクを記載することにより、あたかも、本件キャンペーン期間中に対象の 485 店舗の各店舗において、本件商品の各商品について、それぞれ、税抜き 11,111 円で販売するかのように表示をしていた。</p> <p>実際には、平成 28 年 11 月 3 日の本件キャンペーン初日に、本件商品のうち 66 商品については、対象の 485 店舗の各店舗ごとに 21 ないし 65 商品（ほとんどの店舗において半数以上の商品）を準備しておらず、それぞれ、取引に応じることができないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170727_0001.pdf</p>

<p>H29. 7. 21 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>三菱自動車工業株式会社</p>	<p>三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「eKワゴン」と総称する軽自動車4商品、「eKスペース」と総称する軽自動車2商品及び「eKスペースカスタム」と総称する軽自動車2商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から同月20日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、「eKワゴン（L T M X、M、二輪駆動）」と称する軽自動車について、「燃料消費率（国土交通省審査値） J C O 8モード 30. 4 km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30. 4 km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「26. 1 km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であった。</p> <p>課徴金額：368万円（注）</p> <p>（注）当該課徴金の額は、同社による課徴金対象行為に該当する事実の報告及び認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果に基づいて課徴金を減額したものである。</p> <p>※対象商品の各課徴金額等の詳細については、ホームページを御覧ください。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170721_0001.pdf</p>
<p>H29. 7. 19 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>グリー株式会社</p>	<p>グリー株式会社は、オンラインゲームにおけるアイテムの使用許諾に係る「超豪華プレゼント！年末年始キャンペーン」と称する懸賞企画について、平成28年12月26日から平成29年1月13日までの間、フィーチャーフォン向け自社ウェブサイトにおいて、例えば、「スマートグラス M O V E R I O 当選本数100本」と記載するなど、合計18種類の景品について、あたかも、当該懸賞企画においてはそれぞれの景品類について記載された当選本数と同数の景品類が提供されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、例えば、「スマートグラス M O V E R I O」と称する景品類の当選本数は10本であるなど、記載された当選本数を下回る数の景品類の提供を行っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1707</p>

			19_0001.pdf
H29.7.19 【措置命令】	消費者庁	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社	<p>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社は、「パズル&ドラゴンズ」と称するオンラインゲーム内において実施した、「モンスター」と称するアイテムのいずれかを提供する「特別レアガチャ『魔法石10個！フェス限ヒロインガチャ』」と称する役務について、インターネット上で配信する公式番組において、あたかも、全てのモンスターが「究極進化」と称する仕様の対象となるかのように表示していた。</p> <p>実際には、当該ガチャによって提供されるモンスター13体のうち2体だけを「究極進化」と称する仕様の対象とし、11体は「究極進化」ではなく「進化」と称する仕様の対象としていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170719_0002.pdf</p>
H29.7.19 【措置命令】	消費者庁	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社	<p>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社は、「ディズニーマジックキングダムズ」と称するオンラインゲーム内における特定のキャラクターと「ジェム」と称する仮想通貨（以下「ジェム」という。）を一体的に提供する6役務の取引について、当該ゲーム内のバナー広告において、あたかも、当該6役務の提供価格が、特定のキャラクターとジェムを別々に購入する場合の合計金額に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、当該6役務の提供価格は、それぞれ、特定のキャラクターとジェムを別々に提供する場合の合計金額に比して安くはなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170719_0002.pdf</p>
H29.7.11 【措置命令】	消費者庁	東京瓦斯株式会社	<p>東京瓦斯株式会社は、東京ガスライフバル文京株式会社及び東京ガスイズミエナジー株式会社（以下、2社を「販売業者2社」という。）が販売するガス機器について、チラシ等において、例えば、「リンナイ」、「メーカー希望小売価格204,120円（税込）」、「ガス展特価」等と記載することにより、あたかも、「東京ガスのガス展2016」と称するイベントにおいて当該ガス機器にはメーカー希望小売価格が設定されており、販売業者2社の実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、製造業者は当該ガス機器の希望小売価格を設定しておらず、東京瓦斯が任意に希望小</p>

			<p>売価格を設定し、東京瓦斯及び販売業者2社がこれを「メーカー希望小売価格」として比較対照価格に用いていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170711_0001.pdf</p>
H29. 7. 11 【措置命令】	消費者庁	東京ガスライフバル文京株式会社	<p>東京ガスライフバル文京株式会社は、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH」と称するガスファンヒーターについて、チラシ等において、「東京ガスのガス展2016」、「オススメ!」、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH」等と記載することにより、あたかも、「東京ガスのガス展2016」と称するイベントにおいて当該ガスファンヒーターを販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、ガス展で販売するための当該商品を準備しておらず、ガス展において当該商品の全部について取引に応じることができないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170711_0001.pdf</p>
H29. 7. 11 【措置命令】	消費者庁	東京ガスイズミエナジー株式会社	<p>東京ガスイズミエナジー株式会社は、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH」と称するガスファンヒーターについて、チラシ等において、「東京ガスのガス展2016」、「オススメ!」、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH」等と記載することにより、あたかも、「東京ガスのガス展2016」と称するイベントにおいて当該ガスファンヒーターを販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、ガス展で販売するための当該商品を準備しておらず、ガス展において当該商品の全部について取引に応じることができないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170711_0001.pdf</p>
H29. 6. 28 【措置命令】	消費者庁	株式会社ビーライン	<p>株式会社ビーラインは、自ら運営する宮崎県及び熊本県に所在する店舗において自動車用タイヤ（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 宮崎県内において、例えば、「BRIDGESTONE BRIDGESTONE K305</p>

			<p>145R12 6P」と称する本件商品について、平成28年4月8日の新聞に掲載した広告において、「当店通常価格より『新聞見ました』で最大半額！」と記載した上で、「通常1本価格3,400円が→50%OFF→1本価格1,700円+消費税」と、「1本価格」と称する実際の販売価格に当該価格を上回る「通常1本価格」と称する価額を併記することにより</p> <p>② 熊本県内において、例えば、「国内一流メーカー 145R 12 6P」と称する本件商品について、平成28年7月15日の新聞の別刷広告において、「当店通常価格より『この広告を見た』で最大半額！」等と記載した上で、「通常1本価格3,400円が→50%OFF 1本価格1,700円+消費税」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「通常1本価格」と称する価額を併記することにより</p> <p>あたかも、「通常1本価格」等と称する価額は、前記店舗において本件商品について通常販売している価格であり、「1本価格」と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常1本価格」等と称する価額は、同社が任意に設定したものであって、前記店舗において販売された実績のないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170628_0001.pdf</p>
<p>H29.6.23 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ポーネ ルンド</p>	<p>株式会社ポーネルンドは、自らが供給する玩具16商品（以下「本件商品」という。）について、平成28年12月7日から同月9日までの間に、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「アンビトイ・ベビーギフトセット」と称する本件商品について、英国の国旗を掲載するとともに、「イギリス」と記載するなど、それぞれ、国旗を掲載するとともに、国名を記載していた。</p> <p>実際には、本件商品の原産国は中華人民共和国であって、本件商品の原産国について判別することが困難なものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170623_0002.pdf</p>

<p>H29. 6. 14 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日産自動車株式会社</p>	<p>日産自動車株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「デイズ」と総称する軽自動車1商品及び「デイズルークス」と総称する軽自動車5商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から同月20日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、「デイズ（LTSX、S、二輪駆動）」と称する軽自動車について、「JC08モード 燃料消費率（国土交通省審査値）30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「26.1km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であった。</p> <p>課徴金額：317万円（注）</p> <p>（注）当該課徴金の額は、同社による課徴金対象行為に該当する事実の報告及び認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果に基づいて課徴金を減額したものである。</p> <p>※対象商品の各課徴金額等の詳細については、ホームページを御覧ください。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170614_0004.pdf</p>
<p>H29. 6. 8 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ナイスリフォーム</p>	<p>株式会社ナイスリフォームは、26種類の住宅リフォーム工事（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、「シャワートイレ付節水トイレパック」と称する本件役務について、平成27年4月21日の新聞折り込みチラシにおいて、「当社通常価格12.2万円のところ 9.5万円（税別）」と記載するなど、それぞれ、実際の提供価格に当該価格を上回る「当社通常価格」等と称する価額を併記することにより、あたかも、「当社通常価格」等と称する価額は、同社が本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示をしていた。</p> <p>実際には、「当社通常価格」等と称する価額は、同社が任意に設定したものであって、同社において提供された実績のないものであった。</p>

			http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1706_08_0001.pdf
H29. 6. 7 【課徴金納付命令】	消費者庁	日本サプリメント株式会社	<p>日本サプリメント株式会社は、「ペプチドエースつぶタイプ」と称する錠剤状180粒入りの食品について、例えば、容器包装において、次のとおり記載することにより、あたかも、当該商品が特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第8条第1項第6号に掲げる同令別記様式第2号による許可証票を記載 ○「かつお節オリゴペプチド配合」 ○「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」 ○「血圧が高めの方に適した食品です。」 ○「●保健機能食品（特定保健用食品）●許可表示：本品はかつお節オリゴペプチドを配合した食品で、血圧が高めの方に適した食品です。」 ○「●摂取目安量：1日当たり6粒（かつお節オリゴペプチド1.5g、LKPNMとして5mg）を目安にお召し上がり下さい。」 ○「栄養成分量及び熱量（6粒、1.71gあたり）」 ○「関与成分：かつお節オリゴペプチド……………1.5g（LKPNMとして5mg）」 <p>実際には、「ペプチドエースつぶタイプ」と称する錠剤状180粒入りの食品は、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年9月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可等の要件を満たしていないものであった。</p> <p>課徴金額：3073万円</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1706_07_0001.pdf</p>

<p>H29. 6. 7 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日本サプリメント株式会社</p>	<p>日本サプリメント株式会社は、「豆鼓エキスつぶタイプ」と称する錠剤状180粒入りの食品について、例えば、容器包装において、次のとおり記載することにより、あたかも、当該商品が特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第8条第1項第6号に掲げる同令別記様式第2号による許可証票を記載</p> <p>○「豆鼓（発酵大豆）エキス配合」</p> <p>○「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」</p> <p>○「血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」</p> <p>○「●保健機能食品（特定保健用食品）●許可表示：本品は豆鼓エキスを含んでおり、糖の吸収をおだやかにするので、血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」</p> <p>○「●摂取目安量：お食事の時に2粒を目安にお召し上がり下さい。1日あたり6粒を目安にお召し上がりください。」</p> <p>○「栄養成分量および熱量（6粒、1.5gあたり）」</p> <p>○「関与成分：豆鼓エキス トリスとして……0.18mg」</p> <p>実際には、「豆鼓エキスつぶタイプ」と称する錠剤状180粒入りの食品は、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年10月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可等の要件を満たしていないものであった。</p> <p>課徴金額：2398万円</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170607_0001.pdf</p>
<p>H29. 5. 19 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社日本教育クリエイト</p>	<p>株式会社日本教育クリエイトは、「三幸福祉カレッジ」の名称で</p> <p>① 「介護職員初任者研修」と称する役務（以下「初任者研修」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、貴社が運営する「三幸福祉カレッジ」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、例えば、「通常受講料120,000円▼最大受講料半額以上もお得！59,500円～（教材費込・税別）」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常受講料」と称する価額を併記す</p>

ることにより、あたかも、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトが初任者研修について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

実際には、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

- ② 「実務者研修」と称する役務（以下「実務者研修」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「\受講料が約40,000円割引／通常受講料（初任者研修修了者）127,000円（税別・テキスト代込み）▶90,000円（税別・テキスト代込み）」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常受講料」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトが初任者研修について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

実際には、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

- ③ 初任者研修及び実務者研修を一体的に供給する「セット講座」と称する役務（以下「セット講座」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「（通常：初任者研修120,000円＋実務者研修127,000円＝定価247,000円）キャンペーン受講料144,500円～（テキスト代込・税別）」、「最大10万円以上もお得！！」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「定価」と称する価額を併記することにより、あたかも、「定価」と称する価額は、日本教育クリエイトがセット講座について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

実際には、「定価」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170519_0001.pdf

<p>H29. 5. 19 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社日本教育クリエイト</p>	<p>株式会社日本教育クリエイトは、「日本医療事務協会」の名称で</p> <p>① 「医療事務通学講座」と称する役務（九州地区及び山口県の区域において提供するものを除く。以下「医療事務（通学）」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間（沖縄県の区域において提供するものについては平成28年9月1日から同年11月11日までの間）、「日本医療事務協会」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、例えば、「通常価格55,000円▶42,700円（教材費込・税別）」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイトが医療事務（通学）について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>② 「医療事務通信講座」と称する役務（以下「医療事務（通信）」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「通常価格52,000円▼キャンペーン価格31,000円（教材費込・税別）」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイトが医療事務（通信）について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170519_0001.pdf</p>
------------------------------	-------------	----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>H29. 5. 12 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>コスモ石油販売 株式会社</p>	<p>コスモ石油販売株式会社は、自ら運営する「コスモ石油サービスステーション」と称する店舗のうち5店舗において自動車の車検サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年9月26日から平成28年11月19日までの間、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「2015年10月末日までに車検ご予約または実施されたお客様は 検査費用 通常検査費用14,040円 今がチャンス 8,640円」と記載することにより、あたかも、「通常検査費用」と称する価額は、当該チラシに記載の店舗において本件役務について通常提供している価格であり、記載の期限までに本件役務の提供を受けることを予約した又は受けた場合に限り、「検査費用」と称する価額で本件役務の提供を受けることができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常検査費用」と称する価額は、平成26年3月以降、当該チラシに記載の店舗において提供された実績のないものであり、平成27年9月26日から平成28年11月30日までの期間において、「検査費用」と称する価額で本件役務が提供されるものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1705_12_0001.pdf</p>
<p>H29. 4. 21 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>プラスワン・ マーケティング 株式会社</p>	<p>プラスワン・マーケティング株式会社は、「FREETEL SIM」と称する移動体通信役務（スマートフォン端末と一体的に供給する場合を含む。以下「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>① 遅くとも平成28年11月30日から同年12月22日までの間、例えば、遅くとも同年11月30日から同年12月13日までの間にあつては、『『業界最速』の通信速度』と記載するとともに、「<input checked="" type="checkbox"/> FREETEL SIMなら速度が出にくい都内平日12時台でもこんなに速い！」等と付記された「I社 SIM」、「O社 SIM」、「フリーテル」又は「NTT docomo」とする移動体通信役務に係る通信速度の特定の日時及び場所における測定結果が、それぞれ、0.3Mbps強程度、0.2Mbps程度、5.8Mbps強程度又は6.1Mbps弱程度であったことを示すグラフを掲載すること等により、あたかも、本件役務に係る通信速度が、仮想移動体通信事業者等の低廉な料金設定により移動体通信役務を提供する事業者（以下「格安SIM事業者」という。）の中で、恒常的に最も速いものであるかのように、また、特定の日時及び場所における通信速度の測定結果において、他の格安SIM事業者が提供する移動体通信役務に係る通信速度よりも著しく速く、かつ、株式会社NTTドコモが提供する移動体通信役務に係る通信速</p>

			<p>度に匹敵するものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 遅くとも平成28年11月30日から同年12月13日までの間、「SIM販売シェアNo. 1」及び「シェアNo. 1!」と記載することにより、あたかも、移動体通信役務の提供を受けるために必要なSIMカードの販売数量に係る自社のシェアが格安SIM事業者の中で第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>③ 遅くとも平成28年11月30日から同年12月13日までの間、例えば、「LINEのデータ通信料無料!」と記載するとともに、「AppStore」、「LINE」、「WeChat」、「WhatsApp」及び「Pokemon GO」の文字並びにこれらの文字が示すアプリケーションのアイコン画像を付記しつつ「FREETELなら各種SNS利用時のデータ通信料が無料!!」等と記載することにより、あたかも、これらのアプリケーションの利用時に生じるデータ通信量が通信利用容量の対象外となるかのように表示していた。</p> <p>①及び②については、消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>③については、実際には、当該データ通信量の一部は通信利用容量の対象となるものであった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170421_0001.pdf</p>
<p>H29.3.30 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ミーロード</p>	<p>株式会社ミーロードは、「B-UP」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年1月1日から同年12月8日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「バストUPとスリムUPを同時になえるスタイルUPサプリの決定版!」等と記載するとともに、「今までの『プエラリア』では満足できなかったアナタへ・・・」と題し、バストの下部に手を添えたポーズの女性の画像と共に、「魅惑的なメリハリBodyに・・・」と、余裕のあるぶかぶかの短パンをはきお腹周りを指差している女性の画像と共に、「キュッ!」、「見てください!こんなブカブカに!」と、「Gカップでも 57.8kg→47kg -10.8kg」、「女子力UPに胸ふくらむ!!」と記載すること等により、あたかも、本件商品を摂取するだけで、豊胸効果が得られるとともに痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたと</p>

			<p>ころ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170330_0001.pdf</p>
H29.3.30 【措置命令】	静岡県	西村商店こと山本勇	<p>西村商店こと山本勇は、素干し小えび（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年2月10日から同年3月8日までの間、本件商品パッケージ及び店頭看板において、「駿河湾直送桜えび」と記載することにより、あたかも、本件商品が静岡県内で捕れた桜えびであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は桜えびではなく、アキアミであった。</p> <p>http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/28sakuraebi.html</p>
H29.3.28 【措置命令】	消費者庁	株式会社エービーシー・マート	<p>株式会社エービーシー・マートは、靴（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「HAWKINS HB80073 AL IT8 PLAIN」と称する商品について、平成27年2月13日の新聞折り込みチラシにおいて、「ⓧ12,000円（税抜）→税抜¥9,900 税込価格¥10,692」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「ⓧ」との記号を付した価額を併記することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品は同社が自ら製造し、専ら自ら小売販売している商品であり、「ⓧ」との記号を付した価額は、同社が自ら任意に設定した価格であった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170328_0001.pdf</p>
H29.3.24 【措置命令】	消費者庁	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	<p>株式会社エネルギー・コミュニケーションズは、自らが供給する「メガ・エッグ 光ネット [ホーム]」又は「メガ・エッグ for BB 東広島 [ホーム]」と称する戸建住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」と称する複数年にまたがる契約に伴う割引（以下「複数年割引」という。）を適用した役務（以下「メガ・エッグ光ネットホーム」という。）及び「メガ・エッグ 光ネット [マンション]」又は「メガ・エッグ for BB 東広島 [マンション]」と称する集合住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」又は「メガ王」と称する複数年割引を適用した役務の取引に</p>

			<p>ついて、自社ウェブサイトにおいて、例えば、メガ・エッグ光ネットホームについて、平成27年2月1日から同年5月31日までの間、「期間限定 今カラ割+今カラ割プラス 今がチャンス キャンペーン期間：平成27年2月1日（日）～平成27年5月31日（日） 月々最大800円割引 ギガ王 3年契約（ファミリーコース）の場合」等と記載することにより、あたかも、当該期間内において新規にメガ・エッグ光ネットホームの提供を申し込んだ場合に限り、2年間にわたり毎月最大で800円の割引が適用されるかのような表示を行っていた。</p> <p>実際には、平成27年2月1日から平成28年9月30日までの期間において、新規にメガ・エッグ光ネットホームの提供を申し込んだ場合に、2年間にわたり毎月最大で800円の割引を実施していた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170324_0001.pdf</p>
<p>H29.3.22 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>GMOインター ネット株式会社</p>	<p>GMOインターネット株式会社は、「GMOとくとくBB イー・アクセスADSL」と称するインターネット接続サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成27年9月1日から平成28年2月25日までの間、「とくとくBBおとくなプロバイダー」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成27年9月1日から同月30日までの間、「月額料金 永年 1,877円（税抜）」、「今なら！最大6ヶ月無料！！」、「キャンペーン期間：2015年9月30日（水）まで」、「◇対象：GMOとくとくBB イー・アクセスADSL サービスをお申込みの方」、「◇期間：2015年9月30日（水）まで」と記載することにより、あたかも、記載の期限までに本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、本件役務の月額料金を最大6か月間無料とするかのように表示していた。</p> <p>実際には、記載の期限後に本件役務の提供を申し込んだ場合にも、本件役務の月額料金を最大6か月間無料としていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170322_0001.pdf</p>

<p>H29. 3. 9 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社だいにち堂</p>	<p>株式会社だいにち堂は、「アスタキサンチン アイ&アイ」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成28年6月27日から同月30日までの間、全国に配布された日刊新聞紙に掲載した広告において、「ボンヤリ・にごった感じに！！」、「ようやく出会えたクリアでスッキリ！！」、「クリアな毎日に『アスタキサンチン』 つまり、だいにち堂の『アスタキサンチン アイ&アイ』でスッキリ・クリアな毎日を実感、納得の1粒を体感出来ます。」、眼鏡を掛け、読み物をしている中高年男性の写真と共に、「新聞・読書 楽しみたい方に▷目からウロコの実感力！！ 爽快なクリア感 アスタキサンチンを今すぐ始めませんか？ クリアな毎日を応援します。」、「多くのお客様より嬉しいお声をいただいている『アスタキサンチン アイ&アイ』は1日1粒目安お飲み頂くことで、晴れやかな毎日をサポートします！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、ボンヤリ・にごった感じの目の症状を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170309_0001.pdf</p>
<p>H29. 3. 8 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社布屋商店</p>	<p>株式会社布屋商店は、自ら運営する「超 寝具店ヌノヤ」と称する店舗のうち9店舗において寝具等148商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 例えば、平成28年3月25日に、金沢畝田東店において、「コタツ中掛毛布（UEN291-24）（190×240サイズ）」と称する本件商品について、「ポップ」と称する店頭表示物に「11,999円」と記載するとともに、「割引札」と称する店頭表示物に「表示価格よりレジにて30%割引」と記載し、ポップと割引札を併せて掲示することにより</p> <p>② 例えば、平成28年3月24日に、金沢有松店において、「クールラッシュ接触冷感敷パッド（シングルサイズ）」と称する本件商品について、「バーコード」と称する商品本体に貼付するシールに「3,399円」と記載するとともに、割引札に「表示価格よりレジにて30%割引」と記載し、バーコードと割引札を併せて提示することにより</p> <p>あたかも、ポップ又はバーコードに表示された価格は、当該店舗における通常の販売価格であり、</p>

			<p>当該価格から割り引いて販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品のポップ又はバーコードに表示された価格は、同社が任意に設定したものであって、当該店舗において販売された実績のないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170308_0001.pdf</p>
H29.3.3 【措置命令】	消費者庁	株式会社マハロ	<p>株式会社マハロは、「ビガーブライトEX」と称する清涼飲料水（以下「本件商品」という）を一般消費者に販売するに当たり、平成27年7月20日から同年11月15日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「水素水でダイエット効果もある！？」、「水素水ってダイエット効果があるんですか？」、「あります。水素はエネルギー生成の役割をするミトコンドリアの働きを活性化してくれます。」、「1年で25kg痩せたんですか！？」、「すごいですよね。ただし、水素水を飲み続けることが大切なことです。」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出しなかった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170303_0001.pdf</p>

<p>H29. 3. 3 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社メロ ディアンハーモ ニーファイン</p>	<p>株式会社メロディアンハーモニーファインは、「水素たっぷりのおいしい水」と称する清涼飲料水（以下「本件商品」という）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 平成26年10月10日から平成28年3月13日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「水素が脂質代謝を促進！血糖値の急上昇も抑制」、「脂質代謝の遺伝子スイッチを調節して体質サポート！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取すれば、脂質代謝を促進し、血糖値の急上昇も抑制する効果が得られるかのように示す表示を、また、自社ウェブサイトにおいて、「炎症を抑える効果で肩こりや筋肉痛を軽減！」、「ニキビや吹き出もの、かぶれといった炎症による肌トラブルの解消に有効。」等と記載することにより、あたかも、炎症を抑制し、肩こりや筋肉痛を軽減、ニキビ、吹き出もの、かぶれを解消する効果が得られるかのように示す表示をそれぞれしていた。</p> <p>② 平成26年5月30日から平成27年11月6日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「内側がキレイだとカラダは燃える！！」、「浄化したカラダは、とにかく燃えやすい！！まさに浄化水素水ダイエット！！」、「うっそ！！ペタン！！」、「こんなに余計な肉があったのね」、「『まさか、だって水素水を飲んだだけですよ♪』」、「水素水ダイエットに挑戦！！成功者が続々と生まれています！」、「-6.8kg」、「ウエスト-18.2cm」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_03_0001.pdf</p>
<p>H29. 3. 3 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>千代田薬品工業 株式会社</p>	<p>千代田薬品工業株式会社は、「ナチュラ水素」と称する食品（以下「本件商品」という）を一般消費者に販売するに当たり、平成25年6月13日から平成27年5月12日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「3ヶ月で5キロ！とっても軽くて嬉しいです。水素ダイエットを試してよかった！」、「燃焼ダイエット」、「水素のココがすごい！ 普段の食事のまま出来る“水素ダイエット”がTVで話題に！！」、「燃焼力が強い『水素の力』あなたも実感下さい。」、「テレビでも</p>

			<p>紹介された様に、最近人気の水素ダイエット。水素には余分なぶよぶよを退治する働きが！！年齢を重ねていくうちに落ちていく基礎代謝をカバーする為にも水素でしっかりとサポートをしていきましょう。」、「20歳からガクーンと基礎代謝が下がる」、「基礎代謝が落ちると、より太りやすい体質になってしまいます。」、「これをサポートできるのは『水素』！！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1703_03_0001.pdf</p>
<p>H29. 2. 14 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日本サプリメント株式会社</p>	<p>日本サプリメント株式会社は、「ペプチドエースつぶタイプ」（180粒入り）、同（90粒入り）、「ペプチド茶」、「ペプチドストレート」及び「ペプチドスープレックス」と称する食品（以下これらを併せて「ペプチドシリーズ5商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成13年12月頃から平成28年9月18日までの間、容器包装、新聞折り込みチラシ、新聞、テレビ、ウェブサイト等の表示媒体において、例えば、「ペプチドエースつぶタイプ」（180粒入り）の容器包装においては、「かつお節オリゴペプチド配合」、「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」、「●保健機能食品（特定保健用食品）●許可表示：本品はかつお節オリゴペプチドを配合した食品で、血圧が高めの方に適した食品です。」等と記載することにより、あたかも、ペプチドシリーズ5商品の各商品それぞれが特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、各商品はそれぞれ、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年9月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可の要件を満たしていないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_1702_14_0001.pdf</p>

<p>H29. 2. 14 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日本サプリメント株式会社</p>	<p>日本サプリメント株式会社は、「豆鼓エキスつぶタイプ」（１８０粒入り）、同（９０粒入り）及び「食前茶」と称する食品（以下これらを併せて「豆鼓エキスシリーズ３商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成１４年１月頃から平成２８年９月１８日までの間、容器包装、新聞折り込みチラシ、新聞、テレビ、ウェブサイト等の表示媒体において、例えば、「豆鼓エキスつぶタイプ」（１８０粒入り）の容器包装においては、「豆鼓（発酵大豆）エキス配合」、「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」、「●保健機能食品（特定保健用食品）●許可表示：本品は、豆鼓エキスを含んでおり、糖の吸収をおだやかにするので、血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」等と記載することにより、あたかも、豆鼓エキスシリーズ３商品の各商品それぞれが特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、各商品はそれぞれ、遅くとも平成２３年８月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成２６年１０月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第２６条第１項の規定に基づく特定保健用食品の許可の要件を満たしていないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170214_0001.pdf</p>
<p>H29. 2. 2 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社 ジェーナ Xena</p>	<p>株式会社Xenaは、「VCソープ」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成２７年２月２０日頃から同年１１月２０日頃までの期間に配布した情報誌に掲載した広告において</p> <p>① 例えば、「※シミを『ビタミン洗顔』で洗い流しませんか？」、「長年の肌悩み、あきらめる前に！」、「あれ？またシミが・・・」、「それにしても、ビタミンで洗うとは一体！？なんでも、長年しみついた悩みや※¹くすみを、洗顔だけで洗い流すというのだ！」、「このビタミン洗顔だからこそ、シミのもとメラニンを含む、古い角質まで洗い流せるんだとか！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を使用することによって、シミを解消又は軽減することができるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>

			<p>② 例えば、平成27年2月20日頃に配布した情報誌に掲載した広告において、「期間限定！2015年3/22（日）まで」、「今だけ！半額！」と記載した上で、「初回半額1個990円（税別）」と記載することにより、あたかも、当該広告に記載した期限までに本件商品を始めて購入した場合に限り、通常価格の半額で購入することができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成27年2月20日頃から同年12月19日までの期間において、本件商品を初めて購入した場合に通常価格の半額で購入できることとしていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170202premiums_1.pdf</p>
H29.1.27 【措置命令】	消費者庁	三菱自動車工業株式会社	<p>三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「eKワゴン」と総称する軽自動車11商品、「eKカスタム」と総称する軽自動車7商品、「eKスペース」と総称する軽自動車10商品及び「eKスペースカスタム」と総称する軽自動車10商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から同月20日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、「eKワゴン（LTMX、M、二輪駆動）」と称する軽自動車について、「燃料消費率（国土交通省審査値）JC08モード 30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「26.1km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であった。</p> <p>※対象商品の各表示内容等の詳細については、ホームページを御覧ください。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf</p>
H29.1.27 【措置命令】	消費者庁	三菱自動車工業株式会社	<p>三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「ミラージュ」と総称する小型自動車2商品、「RVR」と総称する普通自動車4商品、「パジェロ」と総称する普通自動車3商品、「デリカD：5」と総称する普通自動車16商品及</p>

			<p>び「アウトランダーPHEV」と総称する普通自動車4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ミラージュ（XTHX、G、二輪駆動）」と称する小型自動車について、遅くとも平成28年4月1日から同年8月30日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、「JC08モード 燃料消費率（国土交通省審査値） 25.4 km/L」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「25.4 km/L」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「24.0 km/L」であった。</p> <p>※対象商品の各表示内容等の詳細については、ホームページを御覧ください。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf</p>
<p>H29.1.27 【課徴金納付命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>三菱自動車工業株式会社</p>	<p>三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「ミラージュ」と総称する小型自動車2商品、「RVR」と総称する普通自動車4商品、「パジェロ」と総称する普通自動車3商品、「デリカD：5」と総称する普通自動車13商品及び「アウトランダーPHEV」と総称する普通自動車4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ミラージュ（XTHX、G、二輪駆動）」と称する小型自動車について、遅くとも平成28年4月1日から同年8月30日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、「JC08モード 燃料消費率（国土交通省審査値） 25.4 km/L」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「25.4 km/L」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「24.0 km/L」であった。</p> <p>同社は、平成29年8月28日までに、総額4億8507万円を支払わなければならない。</p> <p>※対象商品の各課徴金額等の詳細については、ホームページを御覧ください。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf</p>

<p>H29. 1. 27 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日産自動車株式会社</p>	<p>日産自動車株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「デイズ」と総称する軽自動車11商品及び「デイズルークス」と総称する軽自動車16商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から同月20日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、「デイズ（L T S X、S、二輪駆動）」と称する軽自動車について、「JCO8モード 燃料消費率（国土交通省審査値）30.4 km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4 km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「26.1 km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であった。</p> <p>※対象商品の各表示内容等の詳細については、ホームページを御覧ください。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf</p>
<p>H28. 12. 21 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>イズミヤ株式会社</p>	<p>イズミヤ株式会社及び株式会社牛肉商但馬屋（以下「2事業者」という。）は、一般消費者に販売するとして神戸牛（以下「本件商品」という。）の取引について、大阪府八尾市等の地域内に配布した新聞折り込みチラシ等において、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより、あたかも、平成28年2月13日に本件商品を販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、株式会社牛肉商但馬屋は、同日に販売するための本件商品の仕入れは行っておらず、2事業者は本件商品の全部について取引に応じることができないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/161221premiums_1.pdf</p>
<p>H28. 12. 21 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社牛肉商但馬屋</p>	<p>株式会社牛肉商但馬屋及びイズミヤ株式会社（以下「2事業者」という。）は、一般消費者に販売するとして神戸牛（以下「本件商品」という。）の取引について、大阪府八尾市等の地域内に配</p>

		<p>布した新聞折り込みチラシ等において、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより、あたかも、平成28年2月13日に本件商品を販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、株式会社牛肉商但馬屋は、同日に販売するための本件商品の仕入れは行っておらず、2事業者は本件商品の全部について取引に応じることができないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/161221premiums_1.pdf</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------